

安心して学べる環境づくり

就学援助制度

シユウガク
エンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

1. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、**令和8年度に公立の小学校へ入学を予定している児童の保護者、または区域外就学で糸満市立の小学校に入学を予定している児童の保護者**で下記のいずれかに該当する方。

- ①生活保護が停止または廃止になった方
- ②生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯
- ③激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる方

【参考】目安基準額 ※18歳以上の世帯員(同住所)全員の収入額が対象となります。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人(40代)・小学生1人の場合	約180万円
3人	親1人(40代)・中学生1人・小学生1人の場合	約240万円
4人	両親(40代)・中学生1人・小学生1人の場合	約280万円
5人	両親(40代)・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約300万円



※上記の総収入額は、大体の目安となります。世帯構成や世帯員の年齢等により金額が異なりますので、ご注意ください。
※家族構成は、別世帯であっても同居人であれば算定に含めます。

2. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状) ②保護者名義の預金通帳、又はキャッシュカードのコピー
- ③家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる方のみ)
- ④令和7年度 所得課税証明書(令和7年1月2日以降に他市町村から転入した方のみ)

！注意事項！

令和7年度の確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。(世帯分離している場合でも収入を確認しますので、同居している方は必ず確認を行ってください。被扶養者の方も必ず税申告が必要です。)

新中学1年生の入学前支給は、今年度(令和7年度)就学援助認定者の現小学6年生を対象に支給いたしますので、改めて申請書を提出する必要はありません。

今年度、入学前支給に受給できず、令和8年度の就学援助認定を受けた場合は、令和8年度内に新入学用品費を支給いたします。

3. 提出先

●保護者(原則)が糸満市教育委員会学校教育課(糸満市役所5階)へ提出。

郵送申請の場合は下記まで。当日消印有効。

郵送先:〒901-0392 糸満市潮崎町1-1「糸満市教育委員会 学校教育課」宛て

提出書類に不備がないかご確認ください。



4. 申請の流れ



お知らせ配布



申請手続き



認定の可否、通知



就学援助費の支給

5. 締切日・結果通知

申請月	申請期限	申請結果の通知
1月申請	令和8年1月5日(月)~1月23日(金)	2月下旬~3月上旬

申請は
お早めに!



※審査結果(認定・否認定)については、糸満市教育委員会よりお知らせいたします。

6. 援助の内容



【援助内容】
新小学1年生:40,600円
新中学1年生:47,400円

※今回の申請は、新入学用品費の入学前支給のみとなります。
支給時期については、認定通知と併せて保護者へ直接通知いたします。

※令和8年4月1日以降、就学援助制度をご利用する場合、学校へ入学後に再度申請が必要となります。
次年度の申請時期については、学校通じて案内を行います。

※他市町村で入学前に支給を受けている場合、糸満市からの支給は行いません。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 840-8165

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎5階)